

## 一定面積以上の土地取引には届出が必要です

限られた資源であり国民にとって日常生活の基盤となる土地（国土）の総合的・計画的な利用を図ることを目的として、昭和49年に国土利用計画法（国土法）が制定されました。国土法では、国土の適切・効率的な利用の妨げとなる土地取引や地価の上昇を招く恐れのある土地取引について、様々な規制（届出・許可制度）が定められています。現在は「事後届出制」として、一定規模以上の土地の権利取得者（譲受人）に対して土地売買などの契約後の届出を義務付けています。この届出がされるとその土地の利用目的を審査し、必要があれば届出者に対して助言や勧告をするなど適切な土地利用を図るための措置を行います。

### 土地売買などの届出について

- ・届出対象となる土地の所有権売買などを行ったときは、土地の権利取得者（譲受人）は国土法第23条に基づいて、契約を締結した日から2週間以内（契約締結日を含む）にその旨を下記のお問合せまで、届出しなければなりません。

### 届出対象となる土地

- ・市街化区域内の土地（2,000㎡以上）
- ・市街化調整域区域内の土地（5,000㎡以上）
- ・上記以外の土地（10,000㎡以上）
  - ※ 取引1件あたりの土地が上記に該当する場合は届出が必要です。また、一体利用が可能なひとまとまりの土地を取得する予定があり、それら土地全体（買いの一団）で上記に該当する場合は、すべての取引ごとに届出が必要です。
  - ※ 買いの一団とは、一連の計画の下で所有権等の権利を取得する予定または可能性のある、「現に一体の土地を構成しているか、または一体として利用することが可能なひとまとまりの土地（一団の土地）」のことです。

### 届出期限

- ・契約締結日から2週間以内（提出期限を過ぎた場合でも届出書の提出にご協力願います。）

### 提出書類（各3部）

- ・土地売買等届出書
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- ・土地及びその付近を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- ・土地売買等契約書の写し（1部）
- ・委任状（代理人が届出する場合）
  - ※ 提出様式などは問合せ窓口にて備え付けてあります。

### 罰則

- ・届出をしないと法律で罰せられることがあります。

お問い合わせ 総務課政策経営室（01634-8-7671）

## 道税の納税はキャッシュレス納税が便利です

道税の納付書に印字されたeL-QRやeL番号を使って、クレジットカード払い・インターネットバンキング・ダイレクト納付のほか、各種スマホ決済アプリによる納税ができます。

詳しくは、地方税お支払サイトをご覧ください。

▶ <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

地方税お支払サイト 

お問い合わせ 総務課住民グループ（01634-8-7660）



## 国民年金の加入について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方で、厚生年金保険に加入していない方はすべて国民年金の第1号または第3号被保険者となります。

また、国民年金第1号被保険者は毎月保険料を納める必要があります。

### 強制加入の被保険者の種別、手続き方法

強制加入の被保険者は「第1号被保険者」「第2号被保険者」「第3号被保険者」の3つに分けられ、それぞれ手続きの方法が異なります。

#### ・第1号被保険者

日本に住む20歳以上60歳未満の方で、第2号被保険者や第3号被保険者に該当しない農業従事者や自営業者、学生などが該当します。

第1号被保険者の資格を取得したときは、本人が14日以内に市区町村長に届出が必要です。

#### ・第2号被保険者

会社や役所等に勤めている方で、厚生年金保険に加入されているサラリーマンや公務員が該当します。勤め先の事業主が手続きを行うため本人の届出は不要です。

#### ・第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の日本に住んでいる配偶者（年収130万円未満）の方が該当します。

第2号被保険者の事業主が手続きを行うため本人による届出は不要です。

### 第1号被保険者の資格取得の手続き

第1号被保険者に該当する場合は役場窓口または年金事務所で手続きが必要になります。

- ・役場に備え付けている「国民年金被保険者関係届書（申出書）」に記入し、提出します。個人番号もしくは基礎年金番号を記入するので、マイナンバーカードや年金手帳などの番号がわかるものが必要になります。

20歳になったときは、加入のお知らせが届くので手続きは不要ですが、20歳になって約2週間経ってもお知らせが届かない場合は届出が必要になります。

基礎年金番号通知書は加入のお知らせとは別に郵送で自宅に届きます。

退職等により国民年金に加入する場合は、退職日の翌日から国民年金第1号被保険者の資格を取得になります。該当日が来たら14日以内に手続きを行ってください。

詳しく知りたい時や、わからないことがあった時は、  
稚内年金事務所 お客様相談室 (0162-74-1000)  
または日本年金機構ホームページをご覧ください。

お問い合わせ 住民グループ (01634-8-7660)

## 第8期総合計画

# 町民アイデア 「7つのアクション」 活動便り

中頓別の豊かな自然のなかで遊ぶ知恵を地域の達人から学び、体験できる機会をつくって活動するサバイバルの達人チームでは、今年の夏も川釣りや炭づくり見学・体験企画を予定しています！

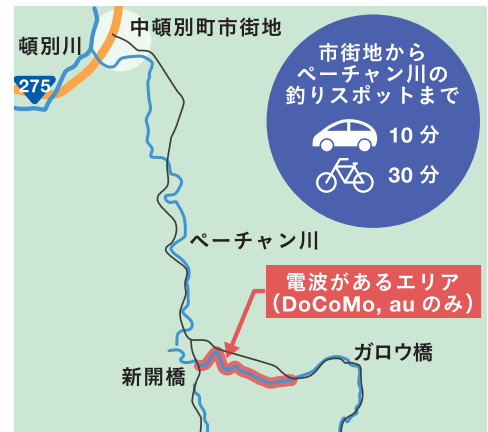
### サバイバルの達人

テーマ 生涯学習・都市交流、ふるさと教育

#### 一緒に渓流釣りに挑戦してみませんか？

宗谷地域では5月1日から6月30日は禁漁期間となっており、2023年7月1日の日の出(3時48分)から2024年4月31日までが釣りの解禁期間です。サバイバルの達人チームではペーチャン川を中心に活動しており、気軽に釣りをする場合はそのあたりをおすすめしています。今年は、7月9日(日)、22日(土)、9月2日(土)に渓流釣りを予定しています。詳しくは旬報の掲載をお待ちください。この夏、予定があう方は一緒に釣りをしてみませんか？

参考:北海道水産林務部発行『フィッシングルール 2023 Rule&Manner』



#### 焼き干し

焼き干しとは、中頓別に昔から伝わる魚の保存方法で、海から離れ、長い冬にたんぱく源の確保が難しかった中頓別では、この保存方法が用いられてきました。焼き干しされたヤマメは旨味だけが凝縮され、調理酒などでもどすとふくらとした味わいになります。真空パックしたあと冷凍保存すると、1年間もヤマメを味わえます。昨年度はエプロンツーリズムが焼き干しヤマメを使ったマリネをつくり、焼き干しヤマメの購入を希望する声もありました。



あだな  
かます

今年は渓流釣りに  
挑戦してみようかなあ！

#### ご案内



Instagramを始めました！  
ぜひチェックしてください。







## 醸造用ブドウ栽培担当の 地域おこし協力隊員が着任しました

今月は、新たに醸造用ブドウ栽培担当として5月より着任しました、山口隼人氏の紹介と定植体験会についてお知らせします。

名前 山口 隼人

出身 埼玉県

趣味 登山、写真撮影

略歴 酪農学園大学卒

都内のシステム会社へ3年間勤務

日本酒を造る酒蔵で清酒製造業に10年間勤務

意気込み 農業の実践経験はなく、ブドウの栽培に関しては素人同然ですのでまだまだ勉強することだらけです。

ブドウの栽培やワインの醸造に関して、もしアドバイスなどありましたら教えていただけますと幸いです。

みなさまのお知恵やお手も拝借させていただきながら、いつの日か中頓別町産ワインで乾杯できる時を夢見て、日々精進してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



醸造用ブドウ栽培担当  
地域おこし協力隊  
山口 隼人 隊員



### 定植体験会を開催します

今年度から商業用圃場での栽培が本格的にスタートし、今年度は約300本のブドウを定植します。そこで町民の方々にブドウの苗を定植していただく定植体験会を開催します。

日時：6月17日（土）

午前の部：10：00～11：30（9：30 役場集合）

午後の部：13：30～15：00（13：00 役場集合）

定員：各部20名程度

※予備日：6月25日（日）

参加希望の方は6月14日（水）までに下記へご連絡ください。当日は現地の駐車スペースが限られるため一度役場の駐車場へ集合していただき、送迎バスで現地まで向かいます。小雨の場合は決行しますので、雨具や防寒着の準備と作業のしやすい恰好での参加をお願いします。雨天延期等がございましたらこちらからご連絡いたします。

お問い合わせ 産業課 産業グループ（01634-8-7662）

# 病院だより

皆さん、こんにちは。病院の古武（ふるたけ）です。今月の広報から病院だよりを連載することにしました。病院だよりと言っても、医学的な小難しい話だけではなく、気楽に読める読み物として書いていければと思っています。よろしければお付き合い下さい。



## 在宅医療（いわゆる往診）のご案内

いつも病院にご通院いただきありがとうございます。ご高齢の方や足腰が不自由な方で通院がなかなか大変な中、毎月通っていただいている患者さんもおられます。もちろん、可能であれば病院まで来ていただきお顔を見せていただけるのは本当に嬉しいです。しかし、どうしても通院が難しくなった時、在宅医療という選択肢もあります。当院でも数は多くないですが在宅医療（往診）を行っています。



通院が困難な場合だけではなく、本当は入院も考えられる状況だけれど、できるだけ家で過ごしたいという思いや、家で最期を迎えたいといったご希望にも可能な限り対応しています。

ただ、在宅医療は病院の医療とは異なる点があり、病院医療の延長ではありません。病院医療の制度とは違う点もあり、費用なども通院している時とは異なる場合があります。他にも、できる検査や治療が制限されたり、病院以上に介護・福祉との連携が密となり、多くの人に関わるようになります。こういった点も含めて、在宅医療が合う患者さん、ご家庭とこれまで通りの病院医療の方が合っている患者さん、ご家庭があります。

私はこれまで在宅医療の経験があり、在宅医療の専門医資格も所持しています。もし在宅医療をご希望される方がおられましたら病院までご相談下さい。

最後まで読んでいただきありがとうございました。ではまた。

## 病院からのお知らせ

病院の体制変更に伴い当面の間、内視鏡検査（胃カメラ、大腸カメラ）は休止させていただきますこととなりました。内視鏡検査が可能な状況となりましたら順次再開させていただきます。市民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程よろしくお願い致します。

なお、内視鏡検査が必要と判断される患者様や内視鏡検査を希望される患者様につきましては周辺の医療機関をご紹介しますのでご了承下さい。